

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和5年1月6日

静岡市監査委員

同

同

同

遠藤 正方

白鳥 三和子

福地 健

大石 直樹

# 目 次

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の主な実施内容	1
5	監査の実施場所及び日程	2
6	監査の結果	2

## 財政援助団体監査

1	監査の対象	4
2	監査の着眼点	4
3	監査の結果	4
4	意見	6
5	監査した補助金の概要	7

## 出資団体監査

1	監査の対象	8
2	監査の着眼点	8
3	監査の結果	8
4	意見	9
5	監査した団体の概要	12

## 指定管理者監査

1	監査の対象	16
2	監査の着眼点	16
3	監査の結果	16
4	意見	19
5	監査した施設の概要	22

## 1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

## 2 監査の種類

### (1) 監査の名称

令和4年度財政援助団体監査

令和4年度出資団体監査

令和4年度指定管理者監査

### (2) 根拠法令

地方自治法第199条第7項及び地方自治法施行令第140条の7

## 3 監査の対象

### (1) 財政援助団体監査

#### ア 静岡市静岡特産工業協会活動事業補助金

所管部局 経済局商工部産業政策課

団体 静岡特産工業協会

#### イ 静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金

所管部局 教育委員会事務局教育局学校教育課

団体 静岡市中学校体育連盟

### (2) 出資団体監査

#### ア 一般財団法人静岡市国際交流協会

所管部局 観光交流文化局国際交流課

#### イ 公益財団法人静岡市文化振興財団

所管部局 観光交流文化局文化振興課

### (3) 指定管理者監査

#### ア 静岡市支援センターみらい

指定管理者 公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会

所管部局 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所精神保健福祉課

#### イ 静岡市蒲原子育て支援センター

指定管理者 特定非営利活動法人子育て支援どろん子

所管部局 子ども未来局子ども未来課

## 4 監査の主な実施内容

### (1) 本監査

出資団体監査及び指定管理者監査においては、監査委員による説明聴取及び質疑を实

施した。さらに、指定管理者監査については、対象施設の現地調査を併せて行った。

(2) 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

監査の種類	実施場所	日程
財政援助団体監査	監査委員事務局執務室ほか	令和4年8月19日から 令和5年1月6日まで
出資団体監査	監査委員室ほか	
指定管理者監査	静岡市支援センターみらい 静岡市蒲原子育て支援センター	

6 監査の結果

(1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から5及び各監査の着眼点のとおり監査した限り、対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が重要な点において、当該財政的援助等の目的に沿って行われていた。

(2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査の各監査において、指摘事項があったので、適切な措置を講じられたい。

なお、各監査の着眼点、監査の結果等及び監査対象の概要については後述する。

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

【参考】

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第8号まで 略

- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第1号及び第2号 略

- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

第4号から第8号まで 略

- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

## **財政援助団体監査**

### 1 監査の対象

- (1) 静岡市静岡特産工業協会活動事業補助金
  - 所管部局 経済局商工部産業政策課
  - 団体 静岡特産工業協会
- (2) 静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金
  - 所管部局 教育委員会事務局教育局学校教育課
  - 団体 静岡市中学校体育連盟

### 2 監査の着眼点

- (1) 所管部局関係
  - ア 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
  - イ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。また、補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
  - ウ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。
- (2) 団体関係
  - ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
  - イ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

### 3 監査の結果等

監査した結果、次の6件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、3件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

#### **【指摘事項】**

- (1) **団体の会計経理について**（静岡市静岡特産工業協会活動事業補助金）

市静岡特産工業協会活動事業補助金交付要綱第7条の規定によれば、交付の条件として、経理は厳正に執り行わなければならないとされており、所管部局はその確認と必要に応じた適切な指導が必要である。

しかし、静岡特産工業協会の経理関係書類を確認したところ、補助対象経費の一部の会計処理において、次の2件の不備があった。

  - ① 令和4年4月15日に購入した郵便切手に係る費用5,107円が、令和3年度の役務費

に計上されていた。

- ② 令和4年4月7日及び同年4月8日の両日に行われた倉庫清掃業務に係る費用78,540円が、令和3年度の委託料に計上されていた。

これらは本来であれば令和4年度の経費として申請されるべきものであるが、年度区分を誤った結果、令和3年度の補助金において、83,647円の過払いが生じていた。

## (2) 補助金交付手続について（静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金）

市中学校体育連盟運営事業費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定によれば、静岡市中学校体育連盟（以下「連盟」という。）は、補助事業を変更しようとする場合などにはあらかじめ所定の申請書を提出しなければならないこととされており、要綱第9条の規定によれば、市長はその申請の内容を審査して承認すべきと認めたときは所定の通知書により連盟に通知することとされている。

しかし、中学校体育連盟運営事業費等補助金の交付手続について確認したところ、次の2件の不備があった。

- ① 交付申請時に提出された事業計画書に記載された行事（クロスカントリー）が中止されていたが、これに関する変更手続がなされていなかった。
- ② 本件補助金は、連盟の繰越金の状況などを理由として交付決定額（194万円）とは異なる金額で確定されていたが、これに関する変更手続がなされていなかった。

## (3) 団体の年度区分に係る交付申請手続及び会計経理について（静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金）

静岡市中学校体育連盟規約第23条の規定によれば、連盟の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるとされており、本件補助金の諸手続はそのことを前提に執行されるべきものであるが、連盟の補助金交付申請書類及び経理関係書類について確認したところ、次の2件の不備があった。

- ① 補助金は、特定の事業の遂行を奨励することなどを目的に支出するものであるから、事前申請を原則とするものであり、要綱第5条及び第6条の規定においても、連盟は補助金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書に事業計画書などを添えて申請し、市長は補助金の交付を決定したときは連盟に通知することとされている。

しかし、令和3年度の補助金交付申請が、連盟の会計年度の始期である4月1日を過ぎた日（令和3年4月14日）に提出され、申請前に支出した旅費を含めて補助金額が算定されていた。

- ② 連盟は、令和3年度の決算書を年度途中の令和4年3月4日付けで作成しており、同決算書には、同年3月31日に支出した携帯電話使用料9,549円が計上されていなかった一方で、令和3年3月31日に支出した携帯電話使用料9,653円が計上されており、市も、この決算書を基に補助金を算定していた。

#### 4 意見

##### 補助金の額の確定手続について

今回の監査を行った結果、補助金交付団体における会計経理上の不備のほか、補助金交付事務に関する不備が見受けられたところである。

令和3年度静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金においては、年度当初に1,940,000円で交付決定され概算払により交付した補助金が1,802,101円で確定されていたが、この減額の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響で補助事業の一部が実施できず、連盟の差引残高が例年に比べ大きくなったことから、連盟の余剰金のうち過去5年間の繰越金の最高額を繰越金として認め、残金を市に返納させる取扱いをしていたことによるものであり、連盟の繰越金の額を考慮して補助金の額が確定されていた。

このような取扱いを行うこと自体は、団体の公益性を前提として、合理的な判断のもとに行われたのであれば、妥当性を欠くとまではいえないと思われる。しかし、交付申請・決定時の事業内容や補助金額の算出方法を変更するのであれば、そのための手続が必要となり、本来であれば、連盟は、要綱第8条の規定に基づき事業内容の変更等に係る変更承認申請書を提出し、市は、要綱第9条の規定に基づき、変更承認通知書により承認した旨を連盟に通知すべきであったが、今回の事例では、これらの手続はとられておらず、補助金交付額確定の起案文書に、補助金の減額に係る上記の取扱いについて記載された文書が添付されているのみであった。

この事例以外にも、コロナ禍の状況においては、補助対象事業が実施できなかった場合であっても、一定の準備経費等が執行されているときには、補助事業者が収入超過としない範囲内において応分の補助金を交付するなど、通常時の補助金交付とは異なる取扱いが行われている事例が見受けられる。

補助事業を執行する上で生じた事情の変更等により、交付申請・決定時と異なる内容で補助金の額を確定する場合には、補助事業の変更承認手続や変更後の内容に基づく交付確定手続が必要となる場合もあることから、手続の適正性について確認するとともに、市補助金交付規則及び各補助金交付要綱に基づいた手続が徹底されることを望むものである。

5 監査した補助金の概要

**静岡市静岡特産工業協会活動事業補助金**

財政 援助 団体	名称	静岡特産工業協会
	事務局所在地	静岡市駿河区曲金三丁目1番10号
	設立年月日	昭和46年8月12日
	収支の状況	収入 41,054,855 円 支出 40,454,227 円 収支差引額 600,628 円
補助 金の 概要	補助事業の目的	市内の地場産業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的とする。
	補助金額	25,182,000 円
	補助対象となった事業	1 地場産業界の情報交換及び交流に関すること。 2 販路開拓及び新商品開発の支援に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、地場産業の振興に資すると市長が認める事業

※ 収支の状況及び補助金額は、令和3年度実績を示す。

**静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金**

財政 援助 団体	名称	静岡市中学校体育連盟
	事務局所在地	静岡市清水区草薙三丁目9番20号 静岡市立第七中学校内
	設立年月日	昭和45年4月1日
	収支の状況	収入 10,286,288 円 支出 9,151,235 円 収支差引額 1,135,053 円（市への返還金137,899円を含む）
補助 金の 概要	補助事業の目的	中学校における運動部活動を充実させ、スポーツを好み、生涯にわたってスポーツに親しむ人間づくりを推進し、もって中学校の生徒の体力及び健康の増進並びに人間性の育成を図ることを目的とする。
	補助金額	1,802,101 円
	補助対象となった事業	1 連盟を運営する事業 2 静岡市中学校総合体育大会の開催に関する事業 3 新体力テスト（文部科学省が定める新体力テスト実施要項（12歳～19歳対象）に基づき行う調査をいう。）に関する調査及び研究に関する事業 4 関係団体との連携に関する事業 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

※ 収支の状況及び補助金額は、令和3年度実績を示す。

## **出資団体監査**

### 1 監査の対象

- (1) 一般財団法人静岡市国際交流協会  
所管部局 観光交流文化局国際交流課
- (2) 公益財団法人静岡市文化振興財団  
所管部局 観光交流文化局文化振興課

### 2 監査の着眼点

- (1) 所管部局関係
  - ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
  - イ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
  - ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (2) 出資団体関係
  - ア 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
  - イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
  - ウ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。
  - エ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

### 3 監査の結果等

監査した結果、次の5件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、5件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

#### **【指摘事項】**

- (1) **決算報告書の記載内容の誤りについて**（一般財団法人静岡市国際交流協会）
  - ① **基本財産等への充当額の不記載について**  
貸借対照表を確認したところ、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて内書きとして基本財産への充当額及び特定資産への充当額が記載されていなかった。
  - ② **内訳金額の誤りについて**  
財務諸表に対する注記を確認したところ、「4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の表中、退職給付引当預金の当期末残高 17,364,530 円の内訳について、「うち負債に対応する額」の欄にのみ全額を記載すべきところ、「うち負債に対応する額」と「うち一般正味財産からの充当額」の欄それぞれに全額を記載しており、内訳金額が

当期末残高と一致していなかった。

③ 支出科目の振り分けの誤りについて

正味財産増減計算書内訳表を確認したところ、法人会計の管理費に計上すべき支出を事業費に計上するなど、支払科目の仕分けに誤りが散見された。

④ 口座残高との不一致について

財産目録を確認したところ、決算日時点において清水銀行の口座にあった流動資産の普通預金分 133 円が、静岡銀行の口座の金額に計上されており、実際の口座残高と一致していなかった。

(2) 賞与引当金の賞与支給見込額の誤りについて（公益財団法人静岡市文化振興財団）

賞与引当金の算定における賞与支給見込額の積算根拠を確認したところ、正規職員の支給月数で計算すべきところを再雇用職員の支給月数で計算するなど、3人の職員の支給見込額に誤りがあり、賞与引当金が 492,977 円少なく計上されていた。

4 意見

(1) 一般財団法人静岡市国際交流協会

① 外国人住民に対する災害対応について

令和4年9月の台風15号への対応として、災害多言語支援センターを立ち上げ、Facebookで「水はどこでもらえるか」、「罹災証明について」等の情報を7言語（英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語）及び「やさしい日本語」で発出、10日間で約15,000アクセスがあり、訓練の成果が発揮できたとのことであった。

災害直後に情報が得られないことは不安を増幅させることにつながるが、災害多言語支援センターの災害対応は日本語に不慣れた外国人住民に情報提供するためには効果的であったと考えられる。

今回の災害対応で把握された課題等については、静岡市国際交流協会（以下「協会」という。）と国際交流課とで連携して検証を行い、より効果的な情報発信に努めるとともに、避難所や給水拠点での外国人住民への対応の改善に反映されることを期待する。加えて、市においては、災害時に協会が外国人住民への情報発信を行っていることを、例えば災害対策本部への報告を通じて市全体で情報共有し、他の支援情報とともに広報するなど、その周知方法についても検討すべきと考えられる。

② 姉妹都市等交流事業について

姉妹都市、友好都市の中には、提携から長い年月が経過し、当時とは状況が変化している都市もあり、新型コロナが収束したとしても以前のような交流は難しい都市も出てくるかもしれないとのことであった。

これまで積み重ねてきた交流の歴史は尊重しつつも、時代に適合した交流を行っていくことが重要であると考えられるため、市と協会とで連携してポストコロナの時代に相応しい交流が行われることを期待する。

### ③ 会計処理について

前述の指摘事項にもあるとおり、一般財団法人としての会計処理について、理解が不足しているのではないかと懸念される点が見受けられた。

このことについては、協会でも認識しており、職員研修を強化するとともに、導入した会計システムを活用し、必要な補正も行いながら適正な会計処理に努めるとのことであったが、本来は一般財団法人に移行する際に完了しておくべき対応であり、早期に一般財団法人に相応しい会計処理が行われるよう努める必要がある。

## (2) 公益財団法人静岡市文化振興財団

### ① 「新文化島」事業について

「新文化島」は、静岡市文化振興財団（以下「財団」という。）の独自事業であり、音楽、科学、美術、演劇、生涯学習等様々なコンテンツを同時多発的に実施する初めての試みであるとともに、静岡市民文化会館本体と同会館前広場とを横断的に活用したイベントとして実施された。

新型コロナウイルス感染症の影響で2度の延期があったことや、費用の関係から十分な告知ができなかったこともあって、来場者数は1,967人となり、目標の4,500人に対し、達成率は約43%となったとのことであった。

しかしながら、会場は閑散とした状況ではなく、コロナ禍の状況においては、参加者が安心して過ごすことのできる適度な混雑状況であり、気軽に訪れてのんびりした時間を過ごすことができたという評価もあるとのことから、ウィズコロナの時代における文化イベントの在り方や集客目標について参考となるイベントとなったのではないかと考えられる。

また、広報費用が不足していたとのことであったが、PRのために配布されたパンフレットは、受け取った者が興味をそそられるよう工夫されていると感じられた。

この事業は、来訪者が、自らの興味関心のある分野だけではなく、多様な文化に触れる機会を提供する文化イベントであることから、財団の独自事業としての今後の展開を期待する。

### ② オンライン事業の活用について

オンライン事業については、音質や画質、課金方法などの課題はあるものの、その重要性が高まっていくと認識しており、まずは、実際に行われているイベントを、来られない方のために配信するといった、補完的なツールとしての利用が中心になると

考えているとのことであった。

また、対話や交流を主目的としない講演会や研修、コンサートなどがオンライン事業に適しており、会場に来られない方に届けることができること、遠方の講師にも依頼することができることなどのメリットがあり、繰り返し見ることができる「ストック型のコンテンツ」として、資料的な利用や研修的な利用の可能性もあると考えているとのことであった。

当分の間は、実際に会場に集まるオフラインイベントが、重要な位置を占めると考えられるが、外出しにくい方や遠方の方への対応として、有料のオンラインライブや、オンラインコンサート等の需要も高まってくることが予想されるため、市と財団が連携して効果的な活用を進めていくことを期待する。

### ③ 静岡市民文化会館の一体的な活用について

静岡市民文化会館前広場については、野外事業での活用も可能な施設ではあるが、近年は野外事業の開催場所としての利活用はほとんど行われていなかった。

そのような状況下で開催された「新文化島」は、会館の内外を横断的に使用するという新しい施設利用方法を示したものとなっている。

令和3年度に策定された「静岡市民文化会館再整備基本構想基本計画」では、ホール前広場の魅力、機能向上が位置付けられているとのことであるので、観光交流文化局においては、市民文化会館の再整備に併せて、文化会館の内外を一体的に活用し、歴史博物館や駿府城公園、更には「まちなか」とも連携した「まちは劇場」の実現に資するイベントが企画されていくことを期待する。

5 監査した団体の概要

**一般財団法人静岡市国際交流協会**

設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日（令和 2 年 6 月 1 日 一般財団法人へ移行）
所在地	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
設立目的	市民主体の広範な国際交流活動を推進することにより、静岡市の一層の国際化を促進するとともに、様々な国籍や文化、価値観を有する人々が安心して暮らせる共生社会の実現と世界平和の進展に寄与することを目的とする。
基本財産	50,000,000 円（全額静岡市からの出資金）
組織	評議員 9 人、代表理事 2 人、専務理事 1 人、理事 8、監事 2 人、職員 17 人
事業(定款に記載された事業)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海外諸都市との国際交流、国際協力に関する事業の計画及び実施</li> <li>2 多文化共生に関する事業の計画及び実施</li> <li>3 国際交流、国際理解等に関する講座・研修等</li> <li>4 国際交流及び多文化共生に関する調査・研究</li> <li>5 民間団体の国際交流活動に対する支援</li> <li>6 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表 1 及び 2 のとおり

【別表 1】 貸借対照表

(単位：円)

科目	令和 3 年度	令和 2 年度	増減
流動資産	14,681,027	12,810,326	1,870,701
固定資産	67,364,530	65,836,100	1,528,430
資産合計	82,045,557	78,646,426	3,399,131
流動負債	6,045,867	6,615,419	△569,552
固定負債	17,364,530	15,836,100	1,528,430
負債合計	23,410,397	22,451,519	958,878
指定正味財産	50,000,000	50,000,000	0
一般正味財産	8,635,160	6,194,907	2,440,253
正味財産合計	58,635,160	56,194,907	2,440,253
負債及び正味財産合計	82,045,557	78,646,426	3,399,131

【別表 2】 正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	令和 3 年度	令和 2 年度	増減
経常収益	62,671,485	50,307,435	12,364,050
経常費用	60,231,232	44,112,528	16,118,704
評価損益等調整前当期経常増減額	2,440,253	6,194,907	△3,754,654
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	2,440,253	6,194,907	△3,754,654
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,440,253	6,194,907	△3,754,654
一般正味財産期首残高	6,194,907	0	6,194,907
一般正味財産期末残高	8,635,160	6,194,907	2,440,253
当期指定正味財産増減額	0	50,000,000	△50,000,000
指定正味財産期首残高	50,000,000	0	50,000,000
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0
正味財産期末残高	58,635,160	56,194,907	2,440,253

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

**公益財団法人静岡市文化振興財団**

設立年月日	平成6年7月1日（平成24年4月1日 公益財団法人へ移行）
所在地	静岡市葵区御幸町4番地の1 アーバンネット静岡ビル4階
設立目的	静岡市における市民の文化の振興に関する事業を行うとともに、静岡市の設置する文化施設等の管理に関する事業を行い、もって魅力ある静岡文化の創造に寄与することを目的とする。
基本財産	225,000,000円（全額静岡市からの出資金）
組織	評議員11人、理事長1人、理事7人、監事2人、職員220人
事業(定款に記載された事業)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化に関する講座、セミナー及びシンポジウム</li> <li>2 文化に関する体験活動</li> <li>3 文化に関する相談及び助言</li> <li>4 文化に関する調査研究及び資料収集</li> <li>5 ミュージアム等における展示事業</li> <li>6 文化に関する助成</li> <li>7 文化に関する表彰及びコンクール</li> <li>8 文化に関する公演</li> <li>9 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1及び別表2のとおり

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	令和3年度	令和2年度	増減
流動資産	423,958,172	703,157,350	△279,199,178
固定資産	1,342,670,581	1,032,043,163	310,627,418
資産合計	1,766,628,753	1,735,200,513	31,428,240
流動負債	277,188,068	313,932,856	△36,744,788
固定負債	212,885,210	190,203,370	22,681,840
負債合計	490,073,278	504,136,226	△14,062,948
指定正味財産	225,260,000	225,260,000	0
一般正味財産	1,051,295,475	1,005,804,287	45,491,188
正味財産合計	1,276,555,475	1,231,064,287	45,491,188
負債及び正味財産合計	1,766,628,753	1,735,200,513	31,428,240

【別表2】正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	令和3年度	令和2年度	増減
経常収益	1,661,388,332	1,602,638,508	58,749,824
経常費用	1,698,825,744	1,592,095,054	106,730,690
評価損益等調整前当期経常増減額	△37,437,412	10,543,454	△47,980,866
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△37,437,412	10,543,454	△47,980,866
経常外収益	89,289,200	17,303,000	71,986,200
経常外費用	6,217,300	0	6,217,300
当期一般正味財産増減額	45,491,188	27,725,454	17,765,734
一般正味財産期首残高	1,005,804,287	978,078,833	27,725,454
一般正味財産期末残高	1,051,295,475	1,005,804,287	45,491,188
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	225,260,000	225,260,000	0
指定正味財産期末残高	225,260,000	225,260,000	0
正味財産期末残高	1,276,555,475	1,231,064,287	45,491,188

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

## **指定管理者監査**

### 1 監査の対象

#### (1) 静岡市支援センターみらい

指定管理者 公益社団法人静岡県精神保健福祉会  
所管部局 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所精神保健福祉課

#### (2) 静岡市蒲原子育て支援センター

指定管理者 特定非営利活動法人子育て支援どろん子  
所管部局 子ども未来局子ども未来課

### 2 監査の着眼点

#### (1) 所管部局関係

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

#### (2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

### 3 監査の結果等

監査した結果、次の9件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、15件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、指定管理者に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

#### **【指摘事項】**

#### (1) 支援センターみらいにおける事業報告（年度報告）の不十分な確認について（精神保健福祉課）

事業報告書の確認について、「指定管理者制度の手引」（以下「手引」という。）によれば、指定管理者から提出された事業報告書をもとに、所管課は手引の別紙5「指定管理業務チェックリスト（例）」を参考に作成した施設ごとのチェックリストを活用して、協定書及び事業計画書等の内容を比較・検証し、業務が予定どおり実施されているか、目標が達成されているかを確認し、検査結果報告書（様式第24号）を作成することとされている。

しかし、静岡市支援センターみらいにおいては、手引に定めるチェックリストが作成

されておらず、これを用いた所管課による事業報告の確認が行われていなかった。また、財務帳票である精算書には検収済報告書が添付されていたものの、手引に定める検査結果報告書（様式第 24 号）は作成されていなかった。

これにより、事業報告の内容確認が不十分なものとなり、その結果、事業計画書に掲げられた業務の一部不履行や業務遂行上必要な資格を有した職員を配置していない場合などがあったとしても、業務の履行状況は適正であるとの誤った年度評価を行ってしまうおそれがある状態となっていた。

#### (2) 支援センターみらいにおける財務諸表の提出について（精神保健福祉課）

仕様書によれば、指定管理者は年度報告に財務諸表を添付のうえ提出することとされているが、事業報告（年度報告）提出の際に財務諸表が添付されず、指定管理者の財務状況について評価されていなかった。

当該事業については、公募による指定管理者の選定を行っていることから、事業を安定的・持続的に実施可能であるかどうかを判断するためには指定管理者の経営状況を把握することが重要であるため、年度報告において確実に財務諸表の提出を求めて年度評価を行うべきである。

#### (3) 支援センターみらいに対するモニタリング調査について（精神保健福祉課）

手引によれば、職員は、実際に指定管理施設を訪れ、業務の実施状況等を直接把握するモニタリング調査を実施することとされており、調査内容には会計の状況も含まれている。このモニタリング調査の調査項目のうち、「現金や金券類等の管理を適正に行っているか」という項目の所管課による調査結果を監査において確認したところ、「問題ない」とされていた。

しかし、監査において金券類と受払簿を突合したところ、受払簿に記載された 270 円切手の枚数が、令和 3 年 4 月から監査を実施した令和 4 年 9 月までの約 1 年半の間、保有している実数よりも 17 枚過大に記載されており、モニタリング調査の信頼性に疑義が生じるものとなっていた。

#### (4) 支援センターみらいにおける管理業務の履行及びその確認について（静岡県精神保健福祉会）

本件の指定管理業務については、仕様書において業務に従事する標準の職員数を示しており、地域活動支援センター事業指導員及び地域活動支援センター機能強化事業指導員のうち 2 名以上は常勤職員を配置することとされている。この仕様書に基づき指定管理者が作成した業務計画書においても、当該事業の指導員については常勤職員 2 名を配置することとされている。

しかし、監査において労働者名簿により職員の勤務状況を確認したところ、令和 3 年 4 月 20 日から同年 8 月 21 日までの間、当該事業の指導員が常勤職員 1 名しか配置されていなかった。

#### (5) 蒲原子育て支援センターにおける指定管理者指定に係る指定通知何いの不適切な作成

#### 又は保存について（子ども未来課）

手引によれば、市は、指定議決を受けた団体に対し、様式第5号により管理を行わせる施設の名称、所在地、指定期間、業務の範囲等を通知することとされている。

しかし、監査の過程で、指定通知伺いを確認しようとしたところ、所管課はこれを示すことができなかった。

公印が押された指定通知文書『平成30年3月22日付け30静子子未第5209号』が支出負担行為に添付されていることから、仮に指定通知伺いが作成されているのであれば平成29年度末に作成されているものと推測されるが、当該決裁文書が作成されていないのか、あるいは作成したものの紛失してしまったのか、所管課においても確認することができない状況となっていた。

#### (6) 蒲原子育て支援センターに対するモニタリング調査について（子ども未来課）

手引によれば、職員は、実際に指定管理施設を訪れ、業務の実施状況等を直接把握するモニタリング調査を実施することとされており、調査内容には会計の状況も含まれている。このモニタリング調査の調査項目のうち、「専用の帳簿等を備え適正に経理処理を行っているか」という項目及び「現金や金券類等の管理を適正に行っているか」という項目の所管課による調査結果を監査において確認したところ、「問題ない」とされていた。

しかし、監査において以下のような事実が判明し、モニタリング調査の信頼性に疑義が生じるものとなっていた。

- ① 現金について、年度当初の受入高（前年度からの繰越額）を記帳しておらず、また、取引毎の残高も記帳していなかった。
- ② 市から払い込まれた指定管理料について、指定管理料の会計帳簿の貸方に記帳すべきところ、借方に記帳していた。
- ③ 宛名及び品名が記載されていない領収書により支出されていたものが見受けられた。
- ④ 郵券の受払簿が未作成であった。

#### (7) 蒲原子育て支援センターにおける定期清掃業務の第三者委託手続について（子ども未来課、特定非営利活動法人子育て支援どろん子）

施設の定期清掃業務を第三者に委託する際に、次の2点の不備があった。

##### ① 第三者委託の通知及び報告について

手引によれば、市は指定管理者のみでは実施が困難と認められる業務については、指定管理者に対して、第三者に委託することができる業務やその条件を所定の書式により事前に通知すること又は募集時の仕様書で示すことなどにより、その一部を第三者に委託できるとされており、指定管理者は第三者に委託する場合、手続が終了した後に所定の書式により委託状況を市に報告することとされている。

しかし、蒲原子育て支援センターで実施された定期清掃業務については、募集時の仕様書において「清掃や設備の保守点検等個別の具体的業務」を市と協議のうえ第三

者委託することができる旨の記載はあるものの、定期清掃業務が第三者委託の対象となることは明示されていなかった上、所定の書式による事前の通知もされておらず、指定管理者からの委託手続終了後の所定の書式による報告もなされていなかった。

② 業者選定方法について

協定書第9条の規定によれば、指定管理者が第三者に指定管理業務を委託するときは、市に準じた形式によって業者選定から検収に至る手続を実施するものとされている。

しかし、業者選定に係る手続が実施されていなかった。

(8) 蒲原子育て支援センターにおける指定管理業務に伴い発生した廃棄物の不適切な処理について（特定非営利活動法人子育て支援どろん子）

仕様書及び指定管理者が提出した事業計画書では、指定管理業務の履行により生じた廃棄物について関係法令等に基づく適正な処理を行うこととされているが、廃棄物の処理方法を指定管理者に確認したところ、職員が自宅に持ち帰り家庭ごみとして集積所に捨てているという回答があった。

この説明によれば、事業活動に伴って生じた廃棄物を不適正に処理したことになり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に違反した廃棄物処理が行われたことになる。

4 意見

(1) 支援センターみらい

① 利用件数と相談件数の傾向について（精神保健福祉課）

施設の利用者数は、令和2年度と比較して1,939人から2,175人と236人（約12%）の増に留まっているが、施設における相談件数は、令和2年度と比較して2,156件から2,973件と817件（約38%）増加している。施設利用者数が微増である要因としては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、利用者の外出自粛に加え、感染防止の観点から人気のあったプログラムを中止せざるを得ない状況となったことが挙げられている。一方で、相談件数の増加の要因としては、新型コロナウイルス感染症に伴う経済不安など社会情勢の影響によるものや家族支援が必要なケースなど、相談を必要とする案件が増加していることに加えて、職員の充足により対応できる件数が増加したことが挙げられている。社会経済情勢の変化等により、今後も相談件数の増加が見込まれることから、相談しやすい体制の更なる整備を進めるとともに、引き続き相談を受ける職員のスキルアップに努めることが求められる。

② 利用者ニーズの反映について（精神保健福祉課）

長引く新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者のニーズは固定ではなく、社会情勢の変化等に伴い変わってくる。当該施設では、広々とした施設でゆっくりとした時間が流れている雰囲気を感じる一方、「一人で過ごせる場」も設置するなど、利用者ニーズを捉えた見直しを実施しており、評価すべきものと考えている。今後も利

用者のニーズを的確に把握し、必要な対応を進めることで、より利用しやすい施設となることを期待する。

### ③ 使用料徴収について（精神保健福祉課）

市精神障害者地域生活支援センター条例（以下「条例」という。）に定める使用料は、1日利用（1人1日につき100円）又は定期利用（1人1月につき500円）でいずれも前納しなければならないとされているが、実務上は、1日利用者の1月の利用回数が5回を超えたときは、定期利用とみなしていた。このような取扱いは、利用者の特性を鑑みれば、利用者目線に沿った運用ではあると思われるが、この場合、使用料が前納されていないこととなり、条例と不整合が生じていることになる。そのため、条例改正を行うか、条例に定める「市長がやむを得ないと認めたとき」について適切に説明することのできる基準を市の責任で示すことにより、運用と条例の整合を確保することが求められる。

## （2）蒲原子育て支援センター

### ① 施設の管理、運営について（子ども未来課、特定非営利活動法人子育て支援どろん子）

利用者である子どもや保護者の目線に立った丁寧で細やかな対応をしているものと感じられた。新型コロナウイルス感染症予防対策としても、玩具類を頻繁に消毒したり勤務する職員の健康状態が一目でわかる掲示物を入口で示したりする等、感染を心配する利用者が安心して利用できる配慮がされていた。

当該施設の運營業務のうち、相談業務について、所管部局では、就業のため開所時間に来所できない方への対応としては、休日に開所している支援センターの利用を促しているとのことであったが、地域性や距離の問題もあることから、来所しなくても相談が行えるよう、現在試行しているLINEやSMS等を活用した相談体制の充実・強化についても取り組むことが必要ではないかと考える。

### ② 所管課による指定管理業務の適切な評価及び指導について（子ども未来課）

指定管理者の事務処理については、組織の規定に基づいて行われることから、市と同一の処理方式を取る必要はないが、市が支出した指定管理料が指定管理業務以外に使用されていないか等、市として確認すべき事項については、引き続き適切な点検・確認が求められる。

今回の監査において、指定管理者が作成した会計帳簿と領収書を照合し確認したところ、指摘事項（6）①から③に記載の3点以外にも、会計帳簿の記帳誤り、講師謝金用現金の受入未記帳、令和4年9月時点における同年8月分及び9月分会計帳簿の未作成、指定管理料の負担金による日本酒購入（指定管理者に確認したところ、施設の修繕などを厚意（無料）で行ってくれる事業者に対し、謝礼として渡すために購入したとの回答があった。）などの事実が散見された。さらに、隣接する蒲原支所及び蒲原生涯学習交流館と合わせて実施する特殊建築物定期点検等の施設維持管理業務につ

いては、管財課が代表して契約し検収も実施していたものの、指定管理者は費用を負担金として支出するのみで実施状況の報告を受けておらず、管財課による検収の結果も把握していなかったことが判明した。

不正防止の観点からも、指定管理業務について、複数人によるチェック体制の強化や会計帳簿の電子化も踏まえて組織のルールに則った適正な事務処理が行われるよう、所管課においては、モニタリング調査、収支報告書を受領する年度評価時及び総合評価実施時等の機会をとらえて指導していくことが必要ではないかと考える。

5 監査した施設の概要

静岡市支援センターみらい

施設の概要	所在地	静岡市駿河区曲金三丁目1番30号（南部保健福祉センター内3階）
	設置時期	平成30年4月1日
	設置目的	精神障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって精神障害者の福祉の増進を図る。
	従事員数	7人（うち非常勤2人）
	主な施設	事務所、地域交流室、調理室兼食堂、多目的室、静養室、洗濯室兼浴室、トイレ
団体の概要	名称	公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会
	所在地	静岡市葵区駿府町1番70号（静岡県総合社会福祉会館内）
	設立年月日	昭和46年6月2日
	設立目的	精神保健福祉思想の普及啓発を行うこととともに精神障害者の社会復帰の促進を図り、もって静岡県内の精神障害者の福祉の増進及び静岡県民の精神福祉の向上に寄与することを目的とする。
指定管理の状況	選定方法	公募
	指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
	指定管理料	31,909,000円
	主な管理業務内容	<p>1 次に掲げる事業のうち、精神障害者に関するものの実施に関する こと。</p> <p>（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する事業</p> <p>（2）同法第77条第1項第3号に規定する事業</p> <p>（3）同法第77条第1項第9号に規定する事業</p> <p>2 静岡市支援センターみらいの利用の許可に関する こと。</p> <p>3 静岡市支援センターみらいの施設及び設備の維持管理に関する こと。</p> <p>4 1から3までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業を行う こと。</p>
	収支の状況	<p>収入額 31,909,000円</p> <p>支出額 25,044,465円</p> <p>収支差引額 6,864,535円</p>

※指定管理料及び収支の状況は、令和3年度実績を示す。

静岡市蒲原子育て支援センター

施設 の 概 要	所在地	静岡市清水区蒲原一丁目 21 番 1 号（蒲原市民センター内）
	設置時期	平成 22 年 4 月 1 日
	設置目的	少子化の進行に伴い、子育てを社会全体で支援する環境づくりが求められていることにかんがみ、多様な子育て支援事業及びこれに係る連携を図る事業を推進し、もって児童及び児童を育てる家庭の福祉を増進させる。
	従事員数	5 人（うちパート 3 人）
	主な施設	子育て交流サロン、子育て相談室、給湯室、授乳室、浴洗室、洗面室、スタッフルーム、倉庫、親子便所
団 体 の 概 要	名称	特定非営利活動法人子育て支援どろん子
	所在地	静岡市清水区蒲原新田二丁目 25 番 1 号
	設立年月日	平成 13 年 4 月 2 日
	設立目的	蒲原地区の青少年を対象に、放課後児童クラブ活動・家庭教育支援活動創造的体験活動・自然との共生活動などを通じて「感動と生きる力」を育み、創造力と想像力の豊かな青少年を育て、社会全体に貢献すること。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	公募
	指定期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
	指定管理料	10,198,000 円
	主な管理業務内容	1 子育てに関する交流事業を行うこと。 2 子育てに関する相談事業を行うこと。 3 子育てに関する情報の収集及び提供を行うこと。 4 子育て支援に係る関係者相互の連携を図るための事業を行うこと。 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業を行うこと。
	収支の状況	収 入 額 11,973,796 円 支 出 額 10,895,579 円 収支差引額 1,078,217 円

※指定管理料及び収支の状況は、令和 3 年度実績を示す。